

政令第四百八十三号

国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）、独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第二項及び第三項並びに第八条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令等の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令（昭和三十二年政令第六十三号）
- 二 国立学校特別会計法施行令（昭和三十九年政令第百十二号）
- 三 国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）

(船舶安全法施行令の一部改正)

第二条 船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及独立行政法人海員学校」を「、独立行政法人海員学校及独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七条第三項中「(国立学校にあつては、学校長)」を削る。

第一百三十二条の二第七号中「第二十一条」を「第十七条」に改める。

(国有財産法施行令の一部改正)

第四条 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(医療法施行令の一部改正)

第五条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは診療所又は国の設置する大学に附属する病院若しくは」を「又は」に改め、「それぞれ」及び「又は文部科学大臣」を削る。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第六条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を削り、同条第六号中「国立大学の大学院に置かれる教育部及び研究部」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十六条ただし書に規定する組織」に改め、「で文部科学省令で定めるもの」を削り、同号を同条第五号とする。

第二条中「第二十条の二第一項の政令」を「第二十三条第一項の政令」に改め、同条第二号中「国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く）」を「国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）、公立の学校又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう）」に改め、「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、「第五号」を「第四号」に、「法第二十条の二第一項」を「法第二十三条第一項」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三条第一項中「第二十条の三第一項」を「第二十四条第一項」に、「国立、公立又は私立の学校」を「国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等」に改め、同条第三項第四号中「私立の学校」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等」に改める。

第四条中「第二十条の三第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六条中「第二十条の五第一項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条第一号中「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日又は」を削り、同条第二号中「国家公務員法第八十一条の三又は」を削り、同条第三号中「国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は」を削り、「」若しくは「を」又は「に改める。

第七条中「第二十条の七第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項を次のように改める。

大学（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第二十二條まで並びに第二十九條の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

第九条第三項中「第八条の二第一項及び第三項又は法第八条の三第一項及び第三項」を「第八条第一項及び第三項」に改め、「国家公務員法又は」を削り、同項の表を次のように改める。

<p>学長</p>	<p>第三条第五項、第六条、第八条第一項及び第三項、第十九条並びに第二十条</p>	<p>学部長その他の大学内の他の機関</p>
<p>評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）</p>	<p>第二条第五項、第四条（第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条、第八条第一項、第九条第一項、第十九条及び第二十条第二項</p>	<p>教授会その他の大学内の他の機関</p>
<p>教授会</p>	<p>第二条第五項、第八条第三項及び第二十条第一項</p>	<p>当該教授会に属する教</p>

員のうちの一部の者で
構成する会議その他の
大学内の他の機関

第九条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（教育公務員に準ずる者）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第九条 公立の高等専門学校の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 公立の高等学校、中等教育学校、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の実習助手並びに公立の盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

第十条を次のように改める。

第十条 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条

、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。

第十一条第一項中「第二十二条」を「第三十一条」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 法第三十四条第一項の政令で定める者は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表の適用を受ける者でその属する職務の級が一級であるもの以外の者とする。

2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 当該研究施設研究教育職員（法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員のうち、前項に規定する者に限る。以下この条において同じ。）の共同研究等（法第三十四条第一項に規定する共同研究等をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二 当該研究施設研究教育職員が共同研究等において従事する業務が、その職務に密接な関連があり、

かつ、当該共同研究等において重要なものであること。

三 当該研究施設研究教育職員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。

3 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうち研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に総務大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。

4 法第三十四条第二項の政令で定める給付は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）とする。

5 第三項の承認に係る共同研究等に従事した研究施設研究教育職員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを総務大臣に送付しなければならない。

第十三条を削る。

第十四条第一項中「第二十二条の二第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条の二第二項」を「第三十六条第二項」に、「第二十一条の二」を「第三十四条」に、「第八条第二項から」を「第十一条第二項から」に改め、同条を第十三条とする。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出し中「国立学校又は」を削り、同条中「国立学校及び」を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第八条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十六の二第一項中「法第三百四十八条第六項に規定する」の下に「非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第三百四十八条第六項に規定する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、当該固定資産を所有する法第二十五条第一項第一号に規定する国立大学法人等以外のものが使用している固定資産とする。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第九条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「及び独立行政法人原子力安全基盤機構」を「、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センター」に改める。

（統計報告調整法施行令の一部改正）

第十条 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第十一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の二号を加える。

百四十八 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立

大学法人をいう。以下同じ。）

百四十九 大学共同利用機関法人（国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をい

う。以下同じ。）

第九条の四に次の二号を加える。

八十一 国立大学法人

八十二 大学共同利用機関法人

(学校給食法施行令の一部改正)

第十二条 学校給食法施行令(昭和二十九年政令第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人」に、「同条第一項」を「法第三条第一項」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令の一部改正)

第十三条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項の政令で定める実習助手は、実習助手で」を「第五条第二号の政令で定める者は、」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第一号中「文部科学大臣が認める」を「認められる」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項及び第九条第一項」を「第六条第一項及び第七条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第三条の見出しを「（通信教育の運営に要する経費の範囲）」に改め、同条中「第八条第二項」を「第六条第二項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四条中「第八条又は第九条第一項」を「第六条又は第七条第一項」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条及び」を「第十三条、」に改め、「第二十四条」の下に「及び独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十九条」を加える。

第三条第一項第五号中「又は独立行政法人福祉医療機構」を「、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改める。

第九条第二項中「又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改め、同条第四項中「若しくは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若

しくは独立行政法人国立大学財務・経営センター」に、「又は独立行政法人日本芸術文化振興会」を「、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改める。

第十六条第一項中「又は独立行政法人福祉医療機構」を「、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改め、同条第二項中「若しくは独立行政法人福祉医療機構」を「、独立行政法人福祉医療機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センター」に、「又は独立行政法人日本芸術文化振興会」を「、独立行政法人日本芸術文化振興会又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「及び独立行政法人水資源機構」を「、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター」に改める。

第十二条の三の見出し中「独立行政法人」の下に「若しくは国立大学法人等」を加え、同条第一号中「独立行政法人をいう。以下この条において同じ。」の下に「若しくは国立大学法人等（法第二十四条第二項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）」を、「国、独立行政法人」の下に「若しくは国立大学法人等」を加え、同条第二号及び第三号中「独立行政法人」の下に「若しくは国立大学法人等」を加え、同条第七号中「国立大学又は」を「国立大学法人等又は」に、「国立大学等」を「特定法人」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第十二号中「個別法」の下に「又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）」を、「非課税独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように

改正する。

第三十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

十八 独立行政法人国立高等専門学校機構

（首都圏整備法施行令の一部改正）

第十九条 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「の各号」を削り、同条第一号中「の規定による学校（専修学校及び各種学校を除く。）で国又は地方公共団体が設置するものうち主要なもの及び」を「第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校のうち主要なもの並びに」に改める。

第十三条中「の各号」を削り、同条第三号中「又は同法」を「、国立大学法人（国立大学法人法（平成

十五年法律第百二十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十五条第一号の表において同じ。
) 又は医療法」に改める。

第十五条第一号の表第八条第一号及び第二号、第九条、第十条第三号、第十二条第一号及び第二号並びに第十三条第一号から第六号まで及び第八号に規定する事項に係る事業の項中「第十二条第一号及び第二号」を「第十二条第二号」に改め、「第十三条第一号」の下に「、第二号、第四号」を加え、同表第十一条に規定する事項に係る事業の項の次に次のように加える。

第十二条第一号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構
---------------------	-----------------------------------

第十五条第一号の表に次のように加える。

第十二条第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び国立大学法人
---------------------	------------------

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第二十条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第八条第一号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に、「第二十条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を、「規定する独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

第二条第一項第二号の二を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「の独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を、「掲げる者」の下に「又は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者」を加え、同条第四項中「から第三号まで又は第五号に掲げる者」を、「第二号若しくは第四号に掲げる者又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用さ

れた者」に改める。

第五条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同条第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 国立大学法人等の職員 その受ける給与

第十一条第一項中「の独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第十三条中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「職員及び」を「職員並びに」に改め、「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加え、同表法第百二条第一項の項及び法第百二条第四項の項並びに同条第三項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

附則第八条第五項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令の一部改正)

第二十二條 産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「国立及び」を削り、「第三条第二項」を「第三条第二号」に、「実習助手は」を「者は」に改め、「で、文部科学大臣の定めるところにより教諭の職務を助けるもの」を削り、第一号中「文部科学大臣が認める」を「認められる」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次の一号を加える。

二十八 独立行政法人国立高等専門学校機構

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第二十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」の下に「、独立行政法人国立高等専門学校機構」を、「独立行政法人国立青年の家」の下に「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を、「独

立行政法人大学入試センター」の下に「、独立行政法人大学評価・学位授与機構」を、「独立行政法人緑資源機構」の下に「、独立行政法人メディア教育開発センター」を加え、同表中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(航空機工業振興法施行令の一部改正)

第二十五条 航空機工業振興法施行令(昭和三十五年政令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を削る。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正)

第二十六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第二十条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五条第一号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に、「第二十条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第二十七条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「、同法第十九条の九第一項及び第三項の義務教育等教員特別手当、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条第一項の定時制通信教育手当、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第四百十五号)第三条第一項及び第二項の産業教育手当」を削り、同条第五項中「、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第六項中「、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当」を削る。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第二十八条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の二中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立の」を「国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される」に、「義務教育諸学校を附置する大学」を「国立大学」に改め、「(当該義務教育諸学校が大学に附置されているものでない場合にあつては、当該義務教育諸学校の校長。以下同じ。)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「(国立の義務教育諸学校を附置する大学の学長を除く。)」及び「公立及び私立の」を削る。

第五条第一項中「公立及び私立の」、「並びに国立の義務教育諸学校を附置する大学の学長」及び「又は第二項」を削る。

第六条中「公立又は私立の」を削る。

第九条第一号中「並びに国立及び私立の義務教育諸学校」を「及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)」に改める。

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第三十条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第四号中「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第十条第二項中「独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条」を「独立行政法人及び国立大学法人等は、独立行政法人通則法第二十五条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)」に改める。

(近畿圏整備法施行令の一部改正)

第三十一条 近畿圏整備法施行令(昭和四十年政令第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第三号へ中「又は同法」を「、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号の表において同じ。)」

又は医療法」に改め、同号ト中「の規定による大学又は高等専門学校で国又は地方公共団体が設置するもの」を「第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校」に改める。

第三条第一号の表前条第一号ニ、第二号ロからへまで並びに第三号ホからチまで、又からワまで及びタに掲げる施設に係る事業の項中「からチまで」を「、チ」に改め、同表前条第三号ロに掲げる施設に係る事業の項の次に次のように加える。

前条第三号へに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び国立大学法人
前条第三号トに掲げる施設に係る事業	地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第三十二条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「及び独立行政法人自動車事故対策機構」を「、独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ

、第一号の次に次の一号を加える。

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

（中部圏開発整備法施行令の一部改正）

第三十三条 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第六号中「又は同法」を「、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号の表において同じ。）又は医療法」に改める。

第七条中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である
大学又は高等専門学校

第十条第一号の表第一条第三号及び第四号、第二条第三号、第四条第二号から第四号まで、第五条第六号、第七条第一号及び第二号、第八条並びに第九条第二号、第三号及び第八号に掲げる施設に係る事業の項中「第五条第六号、第七条第一号及び第二号」を「第七条第二号」に改め、同表第五条第二号から第五

号まで並びに第九条第一号及び第五号に掲げる施設に係る事業の項の次に次のように加える。

第五条第六号に掲げる施設に係る事業

国、地方公共団体及び国立大学法人

第十条第一号の表第六条に掲げる施設又は事項に係る事業の項の次に次のように加える。

第七条第一号に掲げる施設に係る事業

地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

(著作権法施行令の一部改正)

第三十四条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表に次の四号を加える。

十七 独立行政法人国立高等専門学校機構

十八 独立行政法人大学評価・学位授与機構

十九 独立行政法人国立大学財務・経営センター

二十 独立行政法人メディア教育開発センター

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「及び独立行政法人航海訓練所」を「、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

（児童手当法施行令の一部改正）

第三十六条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第二号の二から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

第六条第二項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」の下に「、独立行政法人国立高等専門学校機構」を、「独立行政法人国立青年の家」の下に「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を、「

独立行政法人大学入試センター」の下に「、独立行政法人大学評価・学位授与機構」を、「独立行政法人緑資源機構」の下に「、独立行政法人メディア教育開発センター」を加え、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(日本学術会議法施行令の一部改正)

第三十八条 日本学術会議法施行令(昭和五十九年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「国立又は公立の」を「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である」に改める。

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

第三十九条 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条に次の一号を加える。

五 独立行政法人国立高等専門学校機構

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四十条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表に次の四号を加える。

五十三 独立行政法人国立高等専門学校機構

五十四 独立行政法人大学評価・学位授与機構

五十五 独立行政法人国立大学財務・経営センター

五十六 独立行政法人メディア教育開発センター

(研究交流促進法施行令の一部改正)

第四十一条 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条並びに第二条第一項各号及び第二項各号中「別表第一」を「別表」に改める。

第九条第一項及び第十条第二項中「別表第一」を「別表」に改め、「及び別表第二」を削る。

第十一条第一項第一号中「別表第一」を「別表」に改め、同項第三号中「別表第一及び別表第二」を「

別表」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(獣医療法施行令の一部改正)

第四十二条 獣医療法施行令(平成四年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを削る。

第四条第一項中「法」を「獣医療法(以下「法」という。)」に改め、同条を第一条とする。

第五条を第二条とする。

(地震防災対策特別措置法施行令の一部改正)

第四十三条 地震防災対策特別措置法施行令(平成七年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「のうち、国」の下に「、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人」を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正)

第四十四条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)の一部を次

のように改正する。

第一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二条第一項を次のように改める。

法第二条第二項第二号の政令で定める機関は、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したものとする。

第二条第二項中「前項第三号」を「前項」に改める。

第四条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第七号から第九号まで」を「前項第三号から第五号まで」に改める。

第十三条第三項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号二中「イから八まで」を「イ及びロ」に改め、同号二を同号八とし、同項第二号中「二まで」を「八まで」に改める。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第二の三の項口中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは同条第三項に規定する大学共同利用機関法人」を加える。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第四十五条 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「大学の研究者等」を「大学等研究者等」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 その申請に係る特許発明が当該大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）、「高等専門学校（同条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）又は大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の大学等研究者（法第十六条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面

第一条第三項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「設置者」の下に「又は大学共同利用機関法人」を加え、「研究者」を「大学等研究者」に改める。

第二条の見出し中「大学の研究者等」を「大学等研究者等」に改める。

第三条を削り、第三条の二を第三条とする。

第四条の見出し中「大学の研究者等」を「大学等研究者等」に改め、同条第三項第一号中「又は高等専門学校の研究者」を「、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「設置者」の下に「又は大学共同利用機関法人」を加え、「研究者」を「大学等研究者」に改める。

第五条の見出し中「大学の研究者等」を「大学等研究者等」に改める。

別表中「別表（第三条の二関係）」を「別表（第三条関係）」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第四十六条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十二条第三項」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条中「及び独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九条第一項」を「独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百二十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百十五号）第十条第一項及び独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第一百十六号）第十条第一項」に改め、同条第一号中「国立又は」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

別表独立行政法人自動車事故対策機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法第十三条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第十三条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計

・学位授与機構	与機構法第十七条第一項			
独立行政法人国立大学 財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経 営センター法第十五条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人メディア 教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発 センター法第十五条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計

（船舶のトン数の測度に関する法律施行令の一部改正）

第四十七条 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び独立行政法人海員学校」を「、独立行政法人海員学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

（年金資金運用基金法施行令の一部改正）

第四十八条 年金資金運用基金法施行令（平成十三年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(教育公務員の範囲)

第一条 年金資金運用基金法(以下「法」という。)第二十条第五項の規定により読み替えて準用される第十四条第一号の政令で定める教育公務員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四十九条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「独立行政法人国立科学博物館」の下に「、独立行政法人国立高等専門学校機構」を加える。

(電波法施行令の一部改正)

第五十条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

三十三 独立行政法人国立高等専門学校機構

(小型船舶登録令の一部改正)

第五十一条 小型船舶登録令(平成十三年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一号を加える。

十 独立行政法人国立高等専門学校機構

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正)

第五十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号イ中「規定」の下に「(これらの規定を国立大学法人法(平成十五年法律第一百二号)第三十五条において準用する場合を含む。)」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正)

第五十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民年金基金連合会」の下に「、国立大学法人」を、「総合研究開発機構」の下に「、大学
共同利用機関法人」を加える。

（放送大学学園法施行令の一部改正）

第五十四条 放送大学学園法施行令（平成十五年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（教育公務員の範囲）

第一条 放送大学学園法（以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める教育公務員は、国立
教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で学校教育法（昭和二十二年法
律第二十六号）の規定による大学の学長、副学長、学部長又は教授に準ずるものとする。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第五十五条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を
次のように改正する。

第四条第五項第一号中「国立の学校」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に

規定する国立学校」に、「当該学校」を「当該国立学校」に改める。

第十九条第二項中「国」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

（独立行政法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第五十六条 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「国立又は」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第五十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

(総務省組織令の一部改正)

第五十八条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「独立行政法人」の下に「(国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)」を加え、同条第七号中「いう。」の下に「及び国立大学法人法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二百二十三条第一項第三号中「独立行政法人通則法」の下に「の規定(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)」を加える。

(政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第五十九条 政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表独立行政法人評価分科会の項中「規定」の下に「(国立大学法人法(平成十五年法律第一百

二号)第三十五条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(国立学校特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二条 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「法」という。)附則第二条第二項の規定により同項に規定する法人が行う事務の範囲その他必要な事項については、文部科学大臣が財務大臣に協議して定めるところによる。

2 法附則第二条第三項に規定する権利及び義務は、法第二条の規定の施行の時にあって、一般会計に帰属するものとする。ただし、法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた国立学校特別会計における平成十五年度の収入及び支出に関する事務に係るものにあつては、同年度の決算が完結した時において一般会計に帰属するものとする。

(船員組合員に関する経過措置)

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十九条に規定する船員組合員のうち、国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等又は独立行政法人国立高等専門学校機構の職員である者については、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用する。

理由

国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人国立大学財務・経営センター法、独立行政法人メディア教育開発センター法及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令等を廃止するとともに、関係政令について規定の整備をする等の必要があるからである。